

# 日本年金機構からのお知らせ

平成23年 7 月号

## ◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

### 「賞与支払届」について

被保険者に賞与等を支払った場合、または支払わなかった場合には、次の手続きが必要です。

- ・ 賞与等を支払った場合……………「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を5日以内に提出してください。
- ・ 賞与等を支払わなかった場合……「被保険者賞与支払届総括表」の④支給・不支給欄の「不支給 1」に○を付けて提出してください。

また、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）の累計が540万円まで、厚生年金保険では1か月あたり150万円までが「標準賞与額」の上限になります。

#### 《届書の記載にあたっての注意点》

実際に支払った賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。また、年4回以上賞与等が支払われる場合は「算定基礎届」に算入することになりますので、この届出の提出は必要ありません。

なお、届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付しております。

事前に賞与支払予定月を登録していない場合は、届出用紙が送付されませんので管轄の年金事務所にお問い合わせください。

### 健康保険の被扶養者について

健康保険（協会けんぽ）の被保険者が扶養家族を健康保険の被扶養者とする場合には、次の①から③の要件を満たすことが必要です。

- ①主として被保険者の収入により生計を維持されていること
- ②年収が130万円未満（60歳以上の方や障害厚生年金を受けられる程度の障害のある方については180万円未満）で、被保険者の年収の半分未満であること
- ③3親等内の親族であること（同居を必要とする場合があります。）

以上のすべての要件を満たした場合に被扶養者と認められます。

また、被扶養者と認められた後に、被扶養者の年間収入（※）が増えるなどにより上記の基準を満たさなくなった場合には、被扶養者から外れるので、その際には被扶養者（異動）届（削除）の手続きをお願いします。

※ 年間収入とは過去における収入のことではなく、扶養の事実が発生した日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意願います。

外国人の方を雇用し厚生年金保険等の被保険者資格取得届を届出する際、新規に資格取得される方の氏名・生年月日等については外国人登録された内容に基づいて記載してください。

また、資格取得された後は年金手帳を大切に保管するようご本人へご指導いただき、諸届出の手続きの際には年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記載するようにお願いします。

日本年金機構では、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイ「わたしと年金」を募集しています。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構

Japan Pension Service